

## 新潟県市町村総合事務組合市町村職員研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県市町村職員研修所が独自に実施する研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第2条 研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職員の資質の向上及び能力の開発を図ることを目的とする。

(研修の区分)

第3条 研修は、次に掲げる区分により行う。ただし、この区分によらず、講演等を特別研修として行うことができるものとする。

(1) 階層別研修 職員にその職務の遂行に必要な一般的知識、教養、技能等を修得させることを目的として行う研修

(2) 専門研修 職員にその職務の遂行に必要な専門的知識、技能等を修得させることを目的として行う研修

2 前項に規定する研修の課程、期間、方式その他研修の内容については、新潟県市町村職員研修所長（以下「所長」という。）が定める。

(研修運営委員会)

第4条 研修実施計画その他の研修に関する事項を検討するため、新潟県市町村職員研修所に研修運営委員会を置く。

2 研修運営委員会に関する事項は、所長が別に定める。

(研修実施計画)

第5条 所長は、研修実施計画を作成し、新潟県市町村総合事務組合規約別表第2の5の項に定める市町村、一部事務組合及び広域連合並びに新潟県市町村総合事務組合（以下「組合市町村等」という。）の長に通知するものとする。

(受講者の決定)

第6条 所長は、組合市町村等の長の推薦に基づき、研修を受ける職員（以下「受講者」という。）を決定する。

2 組合市町村等の長は受講者を推薦しようとするときは、所長が指定する日までに研修受講者推薦名簿を所長に提出するものとする。

3 所長は、前項の規定により推薦された職員が別に定める資格要件に適合すると認めるときは、受講者として決定し、速やかに当該組合市町村等の長へ通知するものとする。

4 組合市町村等の長は、前項の規定により受講者として決定された職員が、特別な理由により研修に参加することが困難であると認めるときは、速やかに所長に申し出なければならない。

5 所長は、変更の申出を受けた場合において、その理由がやむを得ないものであると認めるときは、決定の変更をすることができる。

(受講者の服務)

第7条 受講者は研修の期間中、所長が別に定める留意事項に従い研修に専念しなければならない。

(退所)

第8条 所長は、受講者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該組合市町村等の長と協議の上、退所させることができる。

- (1) 正当な理由がなく、研修に出席しないとき。
- (2) 所長の定める規律に違反し、改める見込みのないとき。
- (3) 心身の故障のため、研修に堪えないとき。
- (4) その他研修の実施上支障があるとき。

2 所長は、前項の規定により退所を命じたときは、当該組合市町村等の長に速やかに通知するものとする。

(研修効果の測定)

第9条 所長は、受講者に対して、研修課程に応じた方法により研修効果の測定を行うことができる。

(研修修了者の認定及び修了証書の交付)

第10条 所長は、受講者のうち、その研修過程に係る全研修時間の10分の8以上出席し、かつ、良好に修了したと認められる受講者を研修修了者と認定し、修了証書を交付するものとする。

(研修結果の通知)

第11条 所長は、必要があると認めるときは、研修終了後において受講者の出席状況等を組合市町村等の長に通知するものとする。

(研修の記録)

第12条 所長は、研修が終了したときは、その都度研修記録を作成し、保管するものとする。

(組合市町村等に対する協力)

第13条 所長は、組合市町村等が行う研修に関し、講師のあっせん、仲介、協力等を行うことができる。

2 所長は、組合市町村等が行う研修に必要があると認めるときは、教材を貸与することができる。

(組合市町村等の関係団体の職員の参加)

第14条 所長は、組合市町村等の関係団体から当該団体の職員を研修に参加させることについて依頼を受け、これを適当と認めるときは、研修の実施に支障がない限り、当該団体の職員を研修に参加させることができる。

2 前項の場合において、当該団体の職員を研修に参加させたときは、所長は、研修参加費として所長が定める額を当該団体に負担させるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 新潟県市町村総合事務組合市町村職員研修実施要綱（平成17年4月1日制定）は廃止する。